

府中町建築指導要綱運用基準

令和2年10月29日

【適用範囲】第2条

(1) 高さ

地盤面からの高さによる。ただし、次に掲げる高さについては、算入しない。

(ア) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該中高層建築物等の建築面積の8分の1以内の場合においては、当該屋上部分の5メートルまでの高さ

(イ) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物の高さ

(2) 階数

次に定めるところによる。

(ア) 昇降機塔、装飾塔、物見塔その他これらに類する建築物の屋上部分又は地階の倉庫、機械室その他これらに類する建築物の部分で、水平投影面積の合計がそれぞれ当該建築物の建築面積の8分の1以下のものは、当該建築物の階数に算入しない。

(イ) 建築物の一部が吹抜きとなっている場合、建築物の敷地が斜面又は段地である場合その他建築物の部分によって階数を異にする場合においては、これらの階数のうち最大なものによる。

(3) 建築主

国、地方公共団体その他これらに準ずる者が建築主の場合は、当該要綱は適用しない。